

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月21日

【中間会計期間】 第64期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 三井生命保険株式会社

【英訳名】 MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸央

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03-6831-8000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 吉村 俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03-6831-8000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 吉村 俊哉

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年12月15日に提出いたしました第64期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(参考)提出会社の固有指標等

(2) ソルベンシー・マージン比率

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(参考)提出会社の固有指標等

(2) ソルベンシー・マージン比率

(訂正前)

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、中間純利益の計上により資本金等が増加したこと、及びその他有価証券の含み損益が改善したこと等により、分子であるソルベンシー・マージン総額が増加したため、当中間会計期間末で729.6%となり、前事業年度末の702.1%から27.5ポイント増加しました。

項目	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	539,175	531,749
資本金等 (百万円)	197,808	185,862
価格変動準備金 (百万円)	5,230	4,200
危険準備金 (百万円)	36,000	38,100
一般貸倒引当金 (百万円)	197	218
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	58,640	48,073
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△ 48,759	△ 43,743
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	125,350	126,930
負債性資本調達手段等 (百万円)	161,100	163,500
控除項目 (百万円)	△ 5,000	—
その他 (百万円)	8,607	8,607
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) (百万円)	<u>147,798</u>	151,467
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	26,247	27,122
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	9,557	9,844
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	36,294	36,993
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	<u>76,931</u>	78,935
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	<u>5,214</u>	5,349
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	24,788	25,434
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	<u>729.6</u>	702.1

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。)

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(訂正後)

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、中間純利益の計上により資本金等が増加したこと、及びその他有価証券の含み損益が改善したこと等により、分子であるソルベンシー・マージン総額が増加したため、当中間会計期間末で733.3%となり、前事業年度末の702.1%から31.2ポイント増加しました。

項目		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額	(A) (百万円)	539,175	531,749
資本金等	(百万円)	197,808	185,862
価格変動準備金	(百万円)	5,230	4,200
危険準備金	(百万円)	36,000	38,100
一般貸倒引当金	(百万円)	197	218
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	(百万円)	58,640	48,073
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	(百万円)	△ 48,759	△ 43,743
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	(百万円)	125,350	126,930
負債性資本調達手段等	(百万円)	161,100	163,500
控除項目	(百万円)	△ 5,000	—
その他	(百万円)	8,607	8,607
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	(B) (百万円)	147,049	151,467
保険リスク相当額 R_1	(百万円)	26,247	27,122
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	(百万円)	9,557	9,844
予定利率リスク相当額 R_2	(百万円)	36,294	36,993
資産運用リスク相当額 R_3	(百万円)	76,181	78,935
経営管理リスク相当額 R_4	(百万円)	5,192	5,349
最低保証リスク相当額 R_7	(百万円)	24,788	25,434
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	(%)	733.3	702.1

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。)

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。